規則

人事院は、令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年法律第十五号）に基づき、職員の同法第二条第一項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年六月二十四日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一―八〇

職員の令和九年国際園芸博覧会特措法第二条第一項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣

（趣旨）

第一条　この規則は、令和九年国際園芸博覧会特措法に規定する職員の令和九年国際園芸博覧会特措法第二条第一項の規定により指定された国際園芸博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）への派遣に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この規則において、「特定業務」、「任命権者」又は「派遣職員」とは、それぞれ令和九年国際園芸博覧会特措法第十四条第一項又は第十五条第七項に規定する特定業務、任命権者又は派遣職員をいう。

（派遣除外職員）

第三条　令和九年国際園芸博覧会特措法第十四条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　条件付採用期間中の職員

二　法第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

三　勤務延長職員

四　休職者

五　停職者

六　派遣法第二条第一項の規定により派遣されている職員

七　官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員

八　法科大学院派遣法第四条第三項又は第十一条第一項の規定により派遣されている職員

九　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項又は第八十九条の三第一項の規定により派遣されている職員

十　令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣されている職員

十一　令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣されている職員

十二　判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第二条第四項の規定により弁護士となってその職務を行う職員

十三　規則八―一二（職員の任免）第四十二条第二項の規定により任期を定めて採用された職員その他任期を限られた職員

（任命権者）

第四条　令和九年国際園芸博覧会特措法第十四条第一項の任命権者には、併任に係る官職の任命権者は含まれないものとする。

（派遣の要請）

第五条　博覧会協会は、令和九年国際園芸博覧会特措法第十四条第一項の規定に基づき職員の派遣を要請しようとするときは、当該派遣を必要とする事由及び次に掲げる当該派遣に関して希望する条件を記載した書類を任命権者に提出するものとする。

一　派遣に係る職員に必要な専門的な知識経験等

二　派遣に係る職員の博覧会協会における地位及び業務内容

三　派遣の期間

四　派遣に係る職員の博覧会協会における勤務時間、特定業務に係る報酬等（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、特定業務の対償として受ける全てのものをいう。以下同じ。）その他の勤務条件

五　前各号に掲げるもののほか、博覧会協会が必要と認める条件